

1 開催日 平成 26 年 3 月 25 日 (火)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 11 号 第 4 次高知市スポーツ推進計画の策定について

日程第 3 市教委第 12 号 高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について

日程第 4 市教委第 13 号 高知市学力向上推進員設置に関する規則の制定について

日程第 5 市教委第 14 号 高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について

日程第 6 市教委第 15 号 高知市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

日程第 7 市教委第 16 号 高知市教育次長担当事務に関する規則の一部改正について

日程第 8 市教委第 17 号 高知市教育委員会公印規則の一部改正について

日程第 9 市教委第 18 号 高知市放課後児童健全育成条例施行規則の廃止について

日程第 10 市教委第 19 号 高知市放課後児童指導員設置に関する規則の廃止について

4 報告

○平成 26 年 3 月高知市議会定例会について

○新図書館等複合施設の概要について

○高知市いじめ防止基本方針の策定状況について

5 出席者

(1) 委員

1 番委員長

門 田 佐智子

2 番委員

山 本 和 正

3 番委員

西 森 やよい

4 番委員

野 並 誠 二

5 番委員

松 原 和 廣

(2) 事務局

教育次長

横 田 寿 生

教育次長

依 岡 雅 文

教育政策課長

森 田 洋 介

学校教育課長

土 居 英 一

スポーツ振興課長

横 田 修 明

人権・こども支援課長

中 田 正 康

人権・こども支援課生徒指導対策監

横 田 隆

市民図書館長

貞 廣 岳 士

教育政策課長補佐

高 岡 幸 史

教育政策課総務担当係長

宮 田 小 町

教育政策課主査

横 田 由 紀 子

1 平成 26 年 3 月 25 日（火） 午後 3 時 00 分～午後 5 時 15 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 3 時 00 分

門田委員長

ただいまから、第 1128 回高知市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は野並委員お願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。

日程第 2 市教委第 11 号「第 4 次高知市スポーツ推進計画の策定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

スポーツ振興課長

スポーツ振興課の横田でございます。

資料第 4 次高知市スポーツ推進計画案について説明させていただきたいと思えます。

まず資料 2 ページをお開きになっていただきたいと思えます。

1 ページ目は目次を載せておりまして、まず第 1 章に高知市スポーツ推進計画の基本的な考え方ということで第 1 章を記載してございます。

第 2 章につきましては、策定に当たっての高知市の現状と課題、こちらの方につきましては、市民へのアンケート、指導者へのアンケート等を行いまして、それについても現状と課題をテキストにもしております。

第 3 章につきましては、推進計画の基本方針と策定の方向性についての内容を考えます。

第 4 章につきましては、計画推進のための具体的施策ということで、5 つの項目に分けた項目を載せてございます。

それと資料としまして、地区の体育会の一覧でありますとかスポーツ少年団の加入人員等の資料がその後に付いておるようになっております。

まず 1 ページ目をお開きになっていただきたいと思えます。推進計画の基本的な考え方といたしまして、高知市におきましては、平成 16 年に策定されました第 3 次のスポーツ振興基本計画がございましたが、既に計画から 9 年が経過しておりまして、その間、合併等によります鏡村、土佐山村、春野町とエリアの拡大をして参りました。

その後、国の方から平成 23 年にスポーツ基本法が制定されまして、24 年にスポーツ基本計画という国のスポーツに対する方向性が出されました。

それを受けまして県の方では、平成 25 年に高知県スポーツ推進計画を策定されまして進んでおりますので、高知市におきましては、平成 23 年度から進めて参りました 2011 高知市総合計画の中でのスポーツの分野におきます計画の策定ということで、高知市スポーツ審議会の方に答申をいたしまして 25 年度に、この 3 月に答申を受けて計画を策定するところでございます。

位置付けとしましては、本計画は 2011 高知市総合計画における生涯スポーツの推進を具現化するものとしたしまして計画して位置付けをしているものでございます。

3 番の計画期間としましては、平成 26 年度から 35 年度の 10 年間としておりますけれども、総合計画等の絡みもございまして、中間年には進捗状況等を踏まえまして、見直し等を行って、必要に応じて計画を変更するという形でいきたいと思っております。

続きまして2ページ目の第2章ですけど、13ページまでに策定に当たっての高知市の現状と課題というのを載せてございます。

まず第1に、高知市民の健康、スポーツに関する意識ということで、市役所の本庁舎の方で市民の方にアンケートを取りましたことによりまず結果を載せております。

健康に対する項目におきましては、健康状態の中では、全体の7割近くが、どちらでもない、少し劣っているという形で否定的な考え方も示しているところがございます。

特に40代、60代の女性については、かなり劣っているというところが増えてきているところがございます。

あと、それぞれ、運動、スポーツに関する意識の調査とかを載せてありますので、また目を通しておいていただきたいと思います。

5ページを開いてください。文部科学省が出しております「スポーツ基本計画」では成人の週1回のスポーツ実施率が、3人に2人、65%程度とするという目標がございますが、高知市民の中での調査としましては約34%になっておりまして、国の目標としてはかなり下回っているところがございます。

こちらによりまして、運動等の機会を増やすことが出てくるのではないかと思います、それを踏まえました目標が、あとに載っておりますので説明していきたいと思います。

あと、それぞれ体育会の現状とか指導者の現状等が載せてあります。またお目を通していただきたいと思います。

具体的な基本計画について、14ページを見ていただきたいと思います。第3章に推進計画、基本方針と目標ということで、スポーツ基本法とスポーツ基本計画、それと高知県スポーツ推進計画等を参照といたしまして、2011高知市総合計画に示している生涯スポーツの分野の計画をするものがございます、基本的な方針といたしましては、一つ目は、「する」スポーツの振興でございます。

これは、生涯スポーツ活動の拠点であります地区体育会や総合型スポーツクラブに、誰でもが参加しやすいような環境づくりをするということになってくると思います。

それと、二つ目が、「みる」スポーツの充実をさせるということで、トップアスリートの競技に触れる機会等も踏まえた場を提供していく。

それと三つ目としまして、「ささえる」スポーツの推進。これは、指導者、スポーツボランティア等の養成を図っていくという大きな3つの目標がございます。あとは誰でもが気軽に利用できる場所の充実、それとニーズに応じた情報が得られる情報サービスの充実を行っていきたくと考えております。

計画の目標でございます。総合目標といたしまして、国がスポーツ基本計画に入れております成人の週1回以上のスポーツ実施率を、65%を目標にしていきたいと思っておりますが、第1段階といたしまして、中間点であります平成30年代末位までには、50%以上になるように目指していきたいと思っております。個別目標といたしまして、基本方針に基づく5つ。さきほど言いました、「する」スポーツの充実、「みる」スポーツの充実、「ささえる」スポーツの充実、スポーツ活動に気軽に利用できる「場所」の充実、スポーツに関する「情報」の為の充実ということで、5つの個別の目標を設けて計画に立てておるところでございます。

続きまして15ページの方を開いてください。

第4章としまして、計画推進のための具体的施策といたしまして、まず一つ目に多様な参画ができる、「する」スポーツの充実ということで、一つ目の目標ということで挙げさせていただきます。こちらの方につきましては、それぞれの市民が楽しみながら健康を維持増進している運動・スポーツ環境の整備でございます。2020年に東京オリンピック、パラリンピックも決定したということで、競技スポーツだけでなく、市民スポーツであります健康増進の為のスポーツの方も盛んになってくるということも踏まえて、より充実をさせていくということが挙げられるのではないかと思います。

項目としましては、5つを挙げまして、それぞれ年代に応じた運動をするための方策をやっていく、特にさきほども市民の方のアンケートにありました、女性の40歳から60歳代の女性が、あまり体力に自信がないということもございましたので、そちらの方も高める方策も考えなくてはいけないと思っています。

あとは、市民の実情に合ったスポーツプログラムの提供、コミュニティにおける運動・スポーツの情報の件、4番目としまして、運動・スポーツを実施する場所と機会の確保、学校開放、学校体育施設に加えてコミュニティ施設等も利用できる方策も考えていかなければと思っています。

5番目に、トップアスリートと一緒に運動できる機会等の提供も必要ではないかということも考えております。

二つ目に、地区体育会、総合型クラブの振興につきましては、現在地区体育会への参加率がかなり低いところもございますので、平成35年までに体育会や総合型スポーツクラブへの市民の加入率10%、参加率20%を目標に、体育会の方とも協働して働きかけをさせていただき、そうした上に、その下にあります7つの項目に沿った事業展開を地区体育会、総合型スポーツクラブと合わせた計画を作っていきたいと考えています。

そのためには、指導者特に中心的な指導者でありますスポーツ推進委員やスポーツ推進指導員の方々のスキルアップを図りながら、競技スポーツだけでなく、健康づくりに繋ぐような体操等も出来る指導者の講習会も行っていきたいと考えております。

2番目に、魅力あるスポーツの充実のところにおきましては、トップアスリートの競技に触れる機会の提供等も考えていきたいと思っております。

これは2020年の東京オリンピック、パラリンピックに向けて市民が観戦するというのも踏まえて、それに合わせたことを考えていかなければいけないと思っています。

それにつきましては、5つの項目におきまして考えていくようにしたいと思っております。

一つ目としましては、高知市のスポーツ施設を利用した国際大会、全国レベルのスポーツ大会等の誘致への計画とトップアスリートが市民と直接触れるような機会のもてるような指導者の研修等の企画、それと地域密着型のスポーツであります、地域の中での地元の選手との触れ合いも考えていくという形になっております。

それと4番目としまして、劇場的に地域の方々と一緒に応援する、サッカーで言いますサポーター的な形で、一体となった応援の場を設ける。

それと5番目としまして、地区体育大会や総合型クラブにおける情報を共有する仕組みづくりを行っていくということも考えていかなければと思います。

三つ目としまして、感動を分かち合う「ささえる」スポーツの充実ということで、そちらの方につきましては、指導者養成を昭和52年から行ってきておりますけど、指導者の方々の更なる養成やスキルアップ等を踏まえた研修も行っていくべきではないかと思っております。

それと、更に障害者スポーツの推進を担う人材の養成とその力を発揮できる場を広げられるような形にしていきたいと思っております。

その方策としましては、指導者の養成と活用と場を与える機会につきまして、4つの方向につきまして、今後行っていきたいと考えております。

それとボランティアの活用の啓発普及ということで、国体やねりんピックにおきまして、市民の方々がボランティアとして現在支えていただいております。

それと、龍馬マラソン等におきましても、それぞれの地点にありますステーション等でボランティアの方々が大会を担っていただいておりますので、そのボランティアに対する啓発と普及を今後考えていかなければならないと考えております。

次に4番目としまして、気軽に利用できる「場所」の充実ということで、現在公共スポーツ施設、大原町でありますとか、東部総合運動場等の整備はもとより学校体育施設の開放等の充実も図っていかなければならないと考えております。

そのためには、ここにございます5つのことにつきまして、今後考えていくべきではないかというふうな形でおります。

それと障害者の方につきましては、6番目にございます高知県立の障害者スポーツセンターと連携いたしまして、障害のある人も身近なスポーツ施設で活動のできるような形のものを今後また考えていくべく整理を図っていくべきではないかと考えております。

5番目といたしましてスポーツを楽しむきっかけとなる「情報」の充実に取り組んでいくようにしていきたいと思っております、こうした情報システムの完全充実等のことについても考えていかなければと思っております。

それと市民にスポーツ情報の提供を与える情報システムの構築等も図ってきたいと思っております。

以上が、今回の大まかなスポーツ振興計画の項目になっております。

他のページにつきましては、それぞれの資料を載せてありますので、また目を通しておいていただきたいと思っております。以上です。

門田委員長

ただいま、スポーツ推進計画の説明がございましたけれども、この件について、ご質問とかご意見がありましたらお願い致します。

西森委員

1ページによりますと計画期間が10年間と記載されております。非常にサイクルが長いという感じがするのですが、スポーツの場合は、割とこういうふうに長い期間での基本計画を作るのでしょうか。

スポーツ振興課長

そうですね。国の方も大体そういう形の中で、国・県大体そういう10年の中で、あと、中間年の中で考えていくというのが計画となっております。

西森委員

行政とかでやるいろんな計画を立てると、PDCAとって、計画した学校教育改革をやられているみたいに、毎年見直ししたりとかチェックしたりしていると思うのですが、これはそのことにどう関係しているのですか。

スポーツ振興課長

そちらの方は、中間年の中で合わせてそういう形で見直しなどをしていかなければならないと思っております。進捗状況も踏まえながら、状況的に変わってくると変更も考えていかなければと思っております。

松原教育長

これは、これからの本市のスポーツ行政全般にこの計画に基づいての見直しをしていかざるをえないということですね。

スポーツ振興課長

だいたいこういう形で進んでいくということになります。

松原教育長

うちの施策そのものも、この計画に基づいて進んでいくということになるわけです。

それで、今年あたりの計画の中で、これを見越してやろうとしていることはあるのですか。

スポーツ振興課長

実施計画の中では、ちょっとまだです。特に取り入れてというところが今年の計画の中では、まだちょっとできてないところもあります。

松原教育長

もう一つ、この計画の市民への啓発については、どのようなツールを考えていますか。

スポーツ振興課長

ホームページに掲載します。

松原教育長

ホームページに載せることとこの冊子を作ってですか。

スポーツ振興課長

そうですね、必要な方がおいでましたら、お配りさせていただいて。

松原教育長

それぞれのスポーツ関係者の方に。

スポーツ振興課長

スポーツ関係者の方に配布していきたいと思います。

松原教育長

マスコミ等も使って、せっかくできているわけだから記事を書いてもらうなりした方がいいと思うので、是非そうしたこともしていったらどうかと思いますけれども。

山本委員

16 ページですけれども、地区体育会や総合型クラブへ市民の加入率を、平成 35 年までに 10%、参加率 20%を目標と書いていますが、今現在どういった形でしょうか。

そんなに低い率なのかというか、民間組織などでは結構活動されているような感じもあるんですけども、どんな範囲までがこの組織に入るのですか。

スポーツ振興課長

今回ののは、高知市の体育会としての市民の方々のクラブ員としての参加率ということで、12 ページの方にございますけど、その中で、今現在、地区の体育会に登録された市民の方々が4%ということです。実際には活動されている方というのはたくさんおいでだと思いますけど、地区の体育会の中で登録されてというのが、そういう現状になっておりますので、各地域の中で体育会のところに登録も含めた啓発もさせていただいて、加入率を上げていこうと明記しておるところです。

門田委員長

高知市の小学校区単位に体育会がありますよね。そこへ登録というのは、どういうメリットがあるんですか。

スポーツ振興課長

ほとんどが、地域の中で動いていますバレーボールのクラブであるとか、そういう会員となります。体育会で、各種の競技大会に出るというのは、あまりないと思いますけど、地区対抗の大会でありますとか、そういう形での参加という形になります。

門田委員長

指導者なのですが、スポーツ推進委員とスポーツ推進指導員というのはどこが違うんですかね。

スポーツ振興課長

高知市で従来、指導者として養成していましたがスポーツ推進指導員でございます。ほとんど似通った名前になってきて、ちょっと分かりにくいことになってきますけど、スポーツ推進委員というのは、もともとありました体育指導員という指導者の名称が国での呼称が変わったために、この形になっております。全国的に指導員としておく必要があることとなり、現在高知市では、小学校区ごとに各2名の体育指導員さん改めスポーツ推進委員さんを委嘱させていただいています。

門田委員長

その方は、現役でお仕事されていても務まるんですか。

スポーツ振興課長

そうですね、はい。

門田委員長

60代の方が多いので、それを50代、40代になると、もっと活性化しそうな感じもするんですけども。他にご意見、ご質問等ございますか。

西森委員

やっぱり指導者と言うと、昨今どうしても体罰の問題が大きな話題だったので触れたいと思いますが、ここで想定されている指導員さんというのは、どちらかという大人の人に対する指導者というイメージですか。

スポーツ振興課長

大人の人に対する指導者もおいでますし、スポーツ少年団を指導されている指導者なんかもおります。

西森委員

やはり、建前、本音は別にして、スポーツ界の中で体罰というのが指導の一環だと思っていた人が相当数いたのは、どうも事実みたいな感じがしますので、これからやはり実際になくすのだという機運になっていると思うんです。今後養成していく中で、体罰は絶対に指導ではありませんから、指導力がない人がやることで、本当に指導力がある人はそういうことはしませんのでということをしつかり根付かせていただくような方策もとっていただきたいと思います。ただ、基本計画の中に書き込むかというところちょっと行き過ぎかなという気がしますが、一応申し上げます。

スポーツ振興課長

それぞれの団体とか、養成教室の中では、そういうことを先生方で出させていただいて、研修の時には各指導者の研修のテーマに上げてまして、研修させていただいています。

門田委員長

是非、大事にしてほしいです。

野並委員

15 ページの具体的な施策のところで、スポーツの場所の確保のところであげられておられます。公共施設だけではなく、何かさらに、このアンケートを見ましても、より安く、より使いやすくというのが一番希望されているところで、場所の確保に関しては、さらに何か、どこかの会社が持っている施設を利用していけるような働きかけをすとかいう方向はあるんですか。

どうしても公共のところだと限られているような印象がします。さらに確保するという意味で何かそういうことは。

スポーツ振興課長

今、公共の大きい体育館であるとかいうのが主流でありましたので、ここにありますように、ほんとに近くの公民館でありますとかいうところが、まず空きがあればそちらの方も利用させていただいておりました。また、今後は、さきほど委員さんが言われましたような利用も取り組んでいかなければということも、考えていくべきではないかと思っております。

門田委員長

他にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、これでこの件の質疑は打ち切ります。採決に移ります。

市教委第11号「第4次高知市スポーツ推進計画の策定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第11号は、原案のとおり決しました。

次に日程第3 市教委12号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

人権・こども支援課生徒指導対策監

人権・こども支援課の横田です。いじめ防止対策推進法に基づきまして、いじめ防止等の対策を総合的かつ有効的に推進するために教育委員会の附属機関、高知市いじめ防止等対策委員会を設置いたします。今回委員委嘱の為のご審議をお願いいたします。

前回の定例委員会でご説明をいたしました高知市いじめ防止等対策委員会条例制定議案につきましては、資料として再度配布をしております。

それでは、3枚目の「高知市いじめ防止等対策委員会委員（案）」をご覧ください。公平性、中立性を確保するために、職能団体や大学等から推薦していただいた6名の方々です。まず、阿部孝典さん。高知市医師会からの推薦です。高知赤十字病院の小児科部長、高知市医師会学校委員会委員であり、専門は子どもの心身症や発達障害等です。

続きまして、岡谷英明さん。学識経験者として、高知大学からの推薦です。高知大学教育学部の教授であり、専門は、教育哲学、教育史です。川竹佳子さん。弁護士会からの推薦です。のぞみ法律事務所に勤務をし、専門は一般民事や少年事件等です。小学生の子どもさんを持つ母親として活躍されています。黒岩安光さん。高知県警察本部からの推薦です。現在は高知県警友連合会の会長をされており、県警本部の少年課長、高知警察署長、本部交通部長等を歴任し、少年事件にも詳しい方です。鹿間淳史さん。高知県臨床心理士会からの推薦です。高知ハーモニーホスピタルに勤務されており、高知いのちの電話の研修担当、土佐リハビリテーションカレッジ等において臨床心理学の講師をされております。宮崎嗣生さん。高知市教育シニア・ネットワークからの推薦です。高知市立小学校長を歴任し、小中学校特別支援学校長の会長、高知市学校給食会の専務理事兼事務局長をされており、学校現場の状況に精通しております。

以上6名の方々を委員案としております。委員委嘱の為のご審議をお願い致します。

門田委員長

高知市いじめ防止等対策委員会委員の案が示されましても、これでいかがでしょうか。特にご意見等ございませんか。それでは特にないようですので採決に移ります。

市教委第12号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第12号は、原案のとおり決しました。

次に日程第4 市教委13号「高知市学力向上推進員設置に関する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長の土居でございます。

お手元の別紙資料の1ページ並びに2ページをご覧ください。

高知市学力向上推進員の設置に関する規則についてご説明いたします。高知市学力向上推進員、通称学力向上スーパーバイザーと呼んでおりますけれども、これにつきましては、平成21年度から配置をしております。当時の全国学力学習調査の厳しい状況を受けまして、学校経営の在り方や魅力ある授業づくり、課題ある児童生徒への支援を行うために配置をしておったものでございますが、21年度の配置時におきましては、高知県の取り決める期間限定的な配置であったということがございましたので、恒常的な配置になった時に条例化をするということでスタートしたものでございます。

今回平成21年度から25年度までの5年間配置しました実績を踏まえまして、本市が抱える様々な教育課題に対処するために恒常的な配置が必要と判断し、非常勤特別職として高知市報酬並びに費用弁償条例の条例化を図り、合わせて学力向上推進員の設置に関する規則を設定するものでございます。

1, 2 ページにその内容についてお示ししておりますが、趣旨を第1条, 第4条には身分を示しており, ここで非常勤特別職とするということで明記しております。服務について第6条, 報償につきまして第9条に示しておりますが, 別表に掲げる額ということで, 2 ページに別表をお示しておりますが, 週4日, 週3日, 週2日ということで3パターン組み合わせております。

これは対象の方のニーズ, 勤務状況に応じまして, 柔軟に対処できるようにということで週4日, 週3日, 週2日という形で定めた形になっております。

ちなみに平成26年度につきましては, 週4日の方をお一人と, 週2日の方をお二人という態勢で進んでいきたいというふうに考えております。規則の制定に関する説明については以上でございます。

門田委員長

ただいまの件に関しまして, 質疑等はありませんか。

西森委員

欠格条項である第3条の4号ですが, 地方公共団体において懲戒免職の処分を受け, 当該処分の日から2年を経過しないものと書いてあるんですが, なにか緩くないですか。正直思いますが, 当然こういう方が, 是非にと言って, なるということも想定されるのかもしれませんが, 普通はあまりないと思うんですけど, 懲戒免職の処分を地方公共団体において受けるというのは, よほどの事態だろうと思うのと, それから何でそこに限定する必要があるのか, 民間でも懲戒免職されると言ったら, やはり横領したとかよほどのことをやらないとならないはずなんですよね。それで, 何でこんなに制限的な地方公共団体に限定とか, 処分の日から2年を経過していただいたいみたいな規定になっているのか, この辺りの心をちょっと教えていただきたいんですけど。

学校教育課長

確かに, 処分を受けておれば, ほぼそういった状況にはないというふうには思います。一定それで全て切るというのではなくてという意味での限定2年を経過しないものとはしておりますが, 実質的には今ご理解いただいたように, そういった形にはなかなかなるようなケースはないのではないかなと思ってはいますが。

西森委員

地方公共団体においてだったら, 分からないということはないということですね。採用に当たって。

学校教育課長

はい, 仮に本市の状況であれば分からないということは絶対ございませんし, 他市からということであればあるかもしれませんが, その場合も, 当然誰でもなれるということではございませんので, そういう意味につきましては, きちんと精査したうえでの委嘱ということになるかと思っております。

門田委員長

他にございませんか。

松原教育長

例えば, 週4日出てきて, これは1日何時間になるのか。

学校教育課長

6時間です。

松原教育長

それが何らかの形で勤務できなかった場合はどうなるのか。日割り計算みたいな形になるのか。

学校教育課長

一応週4日, 2日ということでして, 別に定める規則の中で, 例えば, 年休とかがございまして, そこで, 対処していただくということになります。

この勤務の枠を超えない枠の中で, 報酬を算定するということです。

松原教育長

勤務日数が例えば、週4日だったら、1か月の勤務日数はどれぐらいになるのか。極端な話、10日位、5日位しかできなかった時にはどうなるか。そんな時でも17万ということになるのか。日割り計算になるのか。

学校教育課長

勤務の状況といたしまして、さきほど言いましたように、お一人1日6時間ということになるわけですが、それ以外に、年次休暇や特別休暇等がございますので、そちらの方で対応ということになります。

ただこれを超えた場合には、当然その条件満たさないということになりますので、いわゆる、欠勤ということになるかと思えますけど、そこに行きつくまでのものにつきましては、年数と週の勤務日数に応じまして、年休等の制定もしておるといった状況です。

門田委員長

よろしいでしょうか。

松原教育長

年休は、週4日の方で何日になりますか。

学校教育課長

年休は、週4日の方で、1年目7日とか、週3日の方で5日とかいうふうにそれぞれ勤務条件に合わせて定めております。

西森委員

細かいところで、7条ですが、前条各号と書いてあるんですが、各号がないと思うんですけど。

学校教育課長

前条に掲げるとのことです。

門田委員長

号は要らないということですよ。

西森委員

そうですね、号は要らないと思います。

門田委員長

他には特にございませんか。

それでは採決に移りたいと思います。

市教委第13号「高知市学力推進委員設置に関する規則の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。市教委第13号は、原案のとおり決しました。

次に日程第5 市教委14号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」を議題とします。説明をお願い致します。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課中田でございます。

お手元の別紙資料の3、4ページが該当箇所になります。

「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」でございますが、主旨といたしましては、平成26年度の機構改革による青少年課の廃止に伴い、選考委員会委員を変更するものでございます。

この選考委員と申しますのは、大学の奨学資金貸付の申請がございまして、その貸付の申請者を選考するという形になっております。

4 ページの新旧対照表をご覧ください。第 26 条の（3）ですが、今、学校教育課長、教育政策課長、生涯学習課長及び青少年課長の職にあるものをもって充てるというふうになっておりますが、その箇所を、新といたしまして、委員は学校教育課長、教育政策課長、生涯学習課長及び教育環境支援課長の職にあるものをもって充てるという形に変更するものございます。説明については以上です。

門田委員長

機構改革に伴っての変更です。特にご異議はないものと思いますけど、よろしいでしょうか。

松原教育長

これは、人権・こども支援課長がどうして入ってないのか。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課長は、この略しているところに入っています。副委員長という形になっております。同じものですから略している形になっています。

松原教育長

委員長は誰か。

人権・こども支援課長

委員長は、教育次長です。

門田委員長

それでは採決に移ります。

市教委第 14 号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。市教委第 14 号は、原案のとおり決しました。

次に日程第 6 市教委 15 号「高知市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育政策課の森田です。

別紙資料の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

高知市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定の議案でございます。

今月 5 日の臨時会でも平成 26 年度の機構改革のところで触れさせていただきましたが、この 4 月から市長事務部局に、こども未来部が新たに設置されることになりました。それに伴いまして文部科学省所管の放課後子ども教室、放課後学習室及びかがみ幼稚園に係る事務、これらの事務は、現在教育委員会の方で行っている事務でございますが、これらの事務についてこども未来部において執行してもらうことの細部につきまして、市長事務部局との協議がまとまりましたことから、今回教育委員会の方にお諮りするものでございます。

補助執行と申しますのは、聞き慣れない制度であると思いますが、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づいた制度でございます。上位法等で教育委員会の権限に属するとされている事務の一部について、市長の補助機関である職員に、補助執行を、事務を執り行わせることが出来るというようなものでございまして、さきほど言いました放課後子ども教室等の事務につきましては、新たに設置されますこども未来部の事務と一体となって処理していただいた方が、効果的、効率的だろうということで、市長事務部局と協議したものでございます。

それでは規則の説明をかいつままでさせていただきたいと思います。

5 ページのところですが、第 1 条は、さきほども申しました規則の趣旨、経過、根拠となるところをちょっと触れさせていただいております。

それと第2条でございますが、第2条については、その下の方に別表がございます。これらの事務につきましては、補助執行を市長部局にしてもらおうということで、左側には補助執行をってもらう事務、右の欄にはその執行する職員を規定しております。

それと第3条でございます。第3条は、その事務の決裁権者、専決者をその1のところ、第1項のところですけども、こういった1号から9号に係る事務については、こども未来部の保育幼稚園課長に、そして第2項、第3項に掲げる事務については、こども未来部の子ども育成課長に専決をさせるということを規定しております。

また、初めての補助執行というところもありまして、途中異例なことも生じるということも可能性としてはあることから、そういったものについては、こども未来部長に専決させるということも規定をしております。説明は以上でございます。

門田委員長

この件に関して質問等ございますか。

西森委員

異例に属するという言葉が、第2条と第3条に2回出てきますが、その読み解き方を教えてください。

第2条が、別表にある事務が、大項目縦1、縦2、縦3で網羅されていて、これはここに書かれている職員さんに補助執行させるものとして、その中でもただし例外というか、教育長に対する事務の委任に関する規則第2条各号に規定するもの及び重要又は異例に属するというものは、その下の別表の中でどれにあたるのか。

教育政策課長

申し訳ございません。第2条のただし書のところでございますが、教育長に対する事務の委任等に関する規則の中で、教育委員会で決定する事項というのが決まっているところなんですけれども、そういった、例えばわかりやすく言えば、今回補助執行する事務についての根拠となる規則とかいうものがございまして、そういったものについては、あくまでも権限は教育委員会にありますので、教育委員会で決定していくと。規則に基づいた事務について、こども未来部の方で執行してもらうということになりますので、例えば、その規則の改正とか、そういった重要なものとなると思いますが、そういったものについては、また教育委員会の方に承認をいただかないといけないというふうなことになるっております。

異例に属するというのは、特に今想定したものはありませんが、やはり権限が教育委員会に属する事務でありますので、何かそういう重要な事項、異例な事項がありましたら、本籍地は教育委員会に残るわけですので、そこについてはまた教育委員会にお諮りして、重大な事項、異例な事項については決定していただくということで、このただし書きを入れております。

第3条のただし書きといいますのは、第3条のところで書いております事務の決裁権者、保育幼稚園課長であり、子ども育成課長に専決をさせるということで規定をしておりますが、どうしてもその規定には該当しないというか、そういう事務が発生した場合には、こども未来部長に専決するというところで、今後事務を行っていく中で、想定しきれないことの決裁というか、判断をする必要がある場合に、その事務の判断について、課長ではなくて、異例なものについては部長にさせるというようなことを規定しております。

西森委員

でも、なんか異例なことが起きましたねと現場でなったとしますでしょう、異例なことが起きたから、これはどうしたらいいと開けてみたら、これは課長の専決ではいかんだろうという話ですよ。その中に入っているという前提でみてみたら、事案としたらこの中なんだけど、異例だねという話になった。そうするとまず第3条を見ることになって、そうしたら課長の専決でいいけど、異例だから課長の専決ではいかんだろうとって部長さんの所に持って行って、部長さんに渡されたケー

スがあるとします。この場合の異例は、第2条ただし書きに規定する教育委員会に付議しなければならない異例の場合と同じ異例ですか。違う場面の異例ですか。

教育政策課長

この異例はちょっと違う場面です。

西森委員

違う場面の異例ですか。分かりました。

松原教育長

例えば、かがみ幼稚園を廃止したり、休止したりするような決定権者は教育委員会でしょう。

教育政策課長

その部分は補助執行ではなくて、権限として残るもので。この列挙している事務は、補助執行事務のみです。

松原教育長

それで、これに書かれてない、例えば幼稚園の先生方の研修とかいう問題は、例えば学校教育課がやらないといけないということですよ。

教育政策課長

そうです。はい。

松原教育長

この裏に隠されているのは、全部教育委員会の仕事ということですよ。

門田委員長

そうですね。これ以外は。これだけ子ども未来部が補助的にやってくれるということですよ。けど、最終の責任は教育委員会にあるということ。

教育政策課長

この事務については、一定責任を持って子ども未来部で執行していただきますが、さきほど言いましたような根拠とか、規則とかそういったものについては、また教育委員会の方に付議をされるということになります。

門田委員長

よろしいですか。子ども未来部は、市役所の中にできるんですか。

教育政策課長

はい、市長事務部局にできます。

門田委員長

他にございますか。よろしいですか。では、あと、特にないようですので、質疑を終了し採決に移ります。

市教委第15号「高知市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

門田委員長

はい、それでは市教委第15号は、原案のとおり決しました。

次に日程第7 市教委第16号「高知市教育次長担当事務に関する規則の一部改正について」を議題とします。説明をお願いします。

教育政策課長

別紙資料7ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

それぞれ中段から下の第3条第1項第2号、社会教育関係担当教育次長と書かれた次の行ですが、さきほどから申しておりますが、機構改革に伴う青少年課の廃止に伴いまして、右側の所のところで、青少年課という課名を削除したものでございます。

教育次長のうち、社会教育関係の担当教育次長の所管のうちの青少年課が除かれるというところの規則でございます。説明は以上です。

門田委員長

ありがとうございました。特に、ご意見ありませんね。それでは採決に移ります。

市教委第16号「高知市教育次長担任意務に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。市教委第16号は、原案のとおり決しました。

次に日程第8 市教委17号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

教育政策課長

別紙資料の9、10ページをお開きいただきたいと思います。

公印の新旧対照表をお示しさせていただいております。

別表の一番上のひな型19号でございます。児童クラブの入会決定等に使用する公印ですが、市長事務部局への担当替えに伴い、教育委員会では不要となりますことから廃止ということといたします。

また、ひな型20号から次のページの41号の4つの公印につきましては、今回の機構改革に伴いまして、当該業務所管課が、青少年課から生涯学習課に移りますことから、それぞれの公印の監視者を青少年課長から生涯学習課長に変更するものでございます。説明は以上でございます。

門田委員長

公印の規則改正ですけれども、ご意見特にございませぬ。それでは採決に移ります。

市教委第17号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。市教委第17号は、原案のとおり決しました。

次に日程第9 市教委18号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の廃止について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

教育政策課長

資料11ページをご覧ください。機構改革に伴いまして、青少年課を廃止いたしますことから、教育委員会の当該規則を廃止するというところでございます。説明は以上です。

門田委員長

ありがとうございました。これも特にご意見ございませぬ。それでは採決に移ります。

市教委第18号「高知市放課後児童健全育成条例施行規則の廃止について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第18号は、原案のとおり決しました。

次に日程第10 市教委19号「高知市放課後児童指導員設置に関する規則の廃止について」を議題とします。説明をお願いいたします。

教育政策課長

別紙資料 12 ページに規則を付けております。さきほどと同じ理由でこの規則についても廃止するものです。以上です。

門田委員長

それでは特に意見もないと思いますので採決に移ります。

市教委第 19 号「高知市放課後児童指導員設置に関する規則の廃止について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 19 号は、原案のとおり決しました。

続きまして報告事項です。「平成 26 年 3 月高知市議会定例会」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

資料 13 ページ以降に綴じてあります平成 26 年 3 月議会代表個人質問概要をご覧くださいと思います。

3 月 6 日から明日までの会期で開催されております 3 月市議会定例会において出されました教育委員会に関わる質問の概要について簡単に説明をさせていただきます。教育委員会関係は、この議会で、質問議員 20 人中 13 人の議員さんから全部で 87 問の質問が出されました。昨年 12 月議会の 71 問、そしてちょうど 1 年前の昨年 3 月議会の 119 問と同様非常に多い質問が寄せられました。

質問の主な内容について、抜粋してご報告を申し上げます。まず多かった質問ですが、現在国において論議されています教育委員会制度の改革について、その見解を市長、教育長に問う質問が多く出されました。一連の質問で、市長、教育長の方ですが、大津市の事件、教訓等を踏まえて、市長、教育委員会が密接に連携できるような一定の制度見直しは必要であろうと。ただ教育行政は、首長の思想や信条によってその都度方向性や教育内容が大きく左右されることは避けるべきであり、一定の独立性を保っていくことは必要であろうと。現在、与党間で改革案が合意されましたけれども、今後国会の場へ移っていきますが、今後の地方教育行政の根幹にかかわる大変重要な問題でありますので、今後の国における論議に注視してといったような答弁を市長、教育長の方から致しました。

その他、多かった質問といたしましては、県の高等学校の再編計画に関する質問も出されております。これにつきましても、高等学校の再編振興計画は、魅力ある高校づくりにとって必要であって、各学校で特徴ある再編がなされるということは大切なことではあるが、市内の高等学校は、高知市のみならず県全体の生徒にとっても魅力のある学校であり、志望者の多い、1 つの学校が閉校になると、進路の選択の幅が制限され、本市の生徒にとっても厳しい状況となることも予想されると。

高等学校再編振興計画は、たたき台として提示されているということであり、十分な論議をした後に納得のいく形で実施をしていただきたいと考えているといったような内容の答弁がなされました。

また、その他にも保幼小連携に関する質問でありますとか、道徳教育に関する質問もされたところでございます。詳細につきましては、後ほど、資料の方をご覧くださいいただければと思っています。

また、教育委員会から提案をいたしました平成 25 年度 3 月補正予算議案、そして 26 年度の当初予算議案及び予算外議案につきましては、19 日に開催されました経済文教委員会において承認をされまして、明日本会議に諮られるということになっております。説明は以上です。

門田委員長

どうもありがとうございました。今の件について質疑等ございますか。

松原教育長

この高校の再編問題の請願はどうなっていますか。委員会は。

教育政策課長

一旦は、否決されました。

門田委員長

新聞へ出ていましたね。否決と。県の方に要望書を出していますね。

松原教育長

たたき台ということであれば、じっくり論議をしてもらいたい。慌てて決めることはないだろうし。

門田委員長

再編は、一応何年度を目途にやりたいのですかね。

教育政策課長

10年後です。

門田委員長

10年後と言うけれども、南中、高の名前が出てきているのには、それなりのものがあるんですよ。よく分かりませんが。一応たたき台と言いつつ、県の方はそれでいきたいんですよ。

松原教育長

まあ、それはそうでしょうね。

門田委員長

県の教育委員会の方では全員一致で。

松原教育長

たたき台ということを県民、市民に言っているということは、額面どおりに受け止めれば、それはまだまだ変える可能性というのは有るというふうに、コンクリートのように固まっていないというふうな形にしないと、たたき台になりませんよね。

門田委員長

そうですね。

松原教育長

ただ、たたいて締まるだけで。

門田委員長

ただ、県の再編計画としては、10年後には、高知市内の高校を1つ無くしたいということは決定ですか。

学校教育課長

まず10年後に、本市の中学生が、ほぼ1校分減少するという、紛れもない現実がございます。県教委の説明としては、その規模になった時に学校数を保つと、一つ一つの学校の学級数が小さくなり、一つ一つの学校の生徒数が少なくなりますので、教員配置等に、非常にある意味制限が加わってくると。学校というのは、生徒数が多いということが、活力になったり、それ以上に教員数が確保されることで、多様な課程が編成できるというような論を張る中で、今回のような案が出てきたのではないかとこのように推測をされます。

ただ、全体の再編の審議の中では、都市部以外の学校での生徒の減はするわけですけども、そちらでの学校の存続という部分と、やはり高知市を中心とした都市部での存続というのは、また違う要素がございますので、これを両面兼ねた議論も必要ではないでしょうかというような議論もされておった経過はあるわけですけども、今回は、さきほどもご説明させていただいたような理由により、県教委としては、今回はたたき台としても南中・高というふうになっておりますけれども、そういった中で、今回の案が出されたものではないかなというふうなお話をお聞きする中で、推測できるところではないかと思えます。

門田委員長

津波がやってきて、一番あそこが被害を受けるだろう、その為にとというのが、一応前面に出ていましたよね。最初、それを聞いた時には、納得と思ったんですけど、保護者の方たちはそれでは納得は

しない。それが通るためには、なるほどそういうことなのかと皆さんが納得する説明がないと。でも厳しいと思いますね。

松原教育長

審議の過程では、南海トラフの巨大地震があつて、浸水深が4～5メートルくらいあると。長期浸水が予想されるというふうな状況の中で、一定どこか高台に学校そのものを移転して、要は南校を存続させるという案も検討されたと聞きます。

だけど、恐らく検討した結果として、中々難しいという状況になって、恐らく南高校を廃止にしておいて、西高にその機能を持たせるというふうな案になったのではないかという感じはします。

門田委員長

そしたらやはり、南海地震を予想して、子どもたちの命を守るためには、そういう選択はやむを得ないというところへ持っていけば納得できるのではないのでしょうか。

松原教育長

なんで南だけか。同じ様な浸水深のある高知工業が有るじゃないかと。高知工業は伝統があるし、中々難しいというふうな問題があり、あまり伝統がないからと言って、南になるのかと。南ありきで考えていくのではないかという問題が審議会では論議されたという問題ですよ。

西森委員

それに拮抗するような代替案というのは今のところ出てきているような気配もないですよ。高台に移そうと思ったら、もう1回箱物を作らないといけなくなって、それはこのご時世にと重なってきたり。

たたき台ですといった以上、では対案を作れと言われて対案を作っているんだとは思いますが、なるほどそれとそれだったら、もう後は1対1で多数決を取ってもいいねというような有力な案は出てきているという感は、今のところないですよ。

松原教育長

ないようですね。

門田委員長

高知市の子どもたちにとっては、高校が1つ無くなるというのは、あまり嬉しいことではないですよ。

松原教育長

それは、全然嬉しくないですよ。

学校教育課長

選択肢が1つ減るということになりますので、そこはやはり厳しい状況は有ります。

山本委員

校区が全県1つになったではないですか。その影響は出ているんですか。

学校教育課長

ここ1、2年の状況の中で顕著にはございませんが、やはり校区を撤廃することで、子どもたちのニーズといいますか、高知市周辺を含めて、市内の学校をという流れはあろうかと思しますので、そういった一定の流れと今回の部分が、整合性がないのではないかというような指摘、議論もなされているというのは事実です。

そういう入れるような状態にしておきながら、中で学校を閉じるということが果たして子どもたちのニーズ、整合性はどうかという議論、意見等も出されています。

松原教育長

全県1区は、要は高知市内の子どもたちには、今の段階ではあまり影響がないように見えるかもしれないけれども、周辺部の高校ですよ。例えば、高岡だったら高岡高校を見た時には、あそこの高岡中学校の子どもは、高知市の高校も選べるわけですよ。

そしたら、要は、そういったところから今まで以上に選んできますから、高岡高校が、非常に規模が小さくなっていく。だから普通だったらそれが存続できるかどうかという問題にも発展しかなない。だからそれも残さないといけないという課題があるので、県としては難しい判断をしているのではないかなというふうに思います。

周辺校がどうしてもそういうふうになるんですよね。

山本委員

ほんとに、地域の高校なんか寂しくなります。

門田委員長

まだまだ揉まれていくと思うので、その推移をまた見守りたいと思います。3月議会の件について、他にご質問とかございませんか。

それでは次に、新図書館等複合施設の概要について、事務局からご説明をお願いします。

市民図書館長

市民図書館の貞廣でございます。

こちらのパンフレットをご覧になっていただきたいと思います。

新図書館等複合施設の概要ということで、今回一般向けの周知用のパンフレットとして作成をいたしました。今週末から図書館の本館、分館、分室、文化施設等において、市民・県民の方に見ていただいて、今後周知を図っていこうと考えております。

昨年の9月の教育委員会定例会で説明しましたので、簡単に説明をさせていただきます。

新図書館等複合施設の概要ということで、新図書館、新点字図書館、(仮称)こども科学館等の複合施設でございます。

表紙の右下を見ていただいたらいいと思いますけれども、設計理念といたしましては、賑わいを作っていくということ、中心市街地の活性化に寄与していくということでございます。あと、特に力を入れていっているのが、ユニバーサルデザインということで、誰もが利用しやすい施設ということ、あと、災害時にも安心、安全な場所を作っていくということで、津波避難ビルとして想定をしております。

それから、建物は免震構造でございます。新図書館、新点字図書館、(仮称)こども科学館等が連携した施設ということでございます。次のページを開いてください。左側施設の構成でございます。1階から5階までございまして、右側にM3階、M4階、M5階とあると思いますけど、これは書庫の蔵書の冊数を増やすために、そこを2層構造にしております。中3階、中4階、中5階、2フロアーになっております。

右側に行ってもらいます。1階についての説明でございます。1階は新点字図書館のエントランスと駐車場と駐輪場が配置されている状況になっております。新点字図書館につきましては、視覚に障害のある方の日常生活への情報取得をサポートする用具展示コーナーを設置していきます。図書館、新図書館との連携も充実していくというふうに思っております。

次のページを開けていただけますでしょうか、2階、3階、4階の説明でございます。新図書館、点字図書館と市民図書館本館で、役割を明確にしながら共同で運用していくところでございます。2階につきましては、大きく言うと、一般図書コーナーと児童コーナーでございます。新たに静寂読書室とか、フリーミーティングスペースとかいろんな読書スタイルに合った個室等を配置する予定でございます。児童につきましては、調べ学習スペース、児童図書選定支援など、新たなスペースも設けております。3階の下の図面です。3階の方につきましては、新図書館の方で力を入れていくということで、課題解決型図書館として力を入れていこうとしていますけども、健康安心情報サービススペース、ビジネス、農業、産業支援サービススペース、これらをかなりのスペースを取っております。また、高知県関係の資料コーナーも充実していきたいというふうに思っています。右側4階になります。4階につきましては、新図書館の事務スペースであると同時に、学習室、集会室、研修室とホールを配置しております。ホールにつきましては机なしで200人入れる規模のホールということで、あと、研

修室，集会室につきましても，会議室が今よりかなり増える。これを市民，県民の方に利用していただきたいというふうに考えております。次を開いていただきまして，5階でございます。（仮称）こども科学館でございます。大きくはプラネタリウム。82席のプラネタリウムを配置しまして，それぞれ企画展示スペース，生命・自然環境ゾーン，郷土の未来と科学技術ゾーン，宇宙・地球ゾーン，それとサイエンススクエアを設けていまして，サイエンススクエアでは，サイエンスショーとか簡単な工作等を行いたいというふうに思っています。あと，実験室，工作室もございます。

最終ページを見ていただいて，あと，スケジュールのことについてご説明をさせていただきます。今週末になろうかと思えますけれども，建築主体工事予算議案を3月議会に出しておりますので，可決後に建築主体工事の入札の公告にかかって参ります。5月末入札予定でございますので，着工と致しましては8月を予定しております。竣工，建物の出来上がりですけれども，28年の8月末を今予定しております。従いまして，引っ越し等の期間が要るということございまして，平成28年度の末に近い頃になろうかと思えますけれども，オープンを予定しております。こういった形で，パンフレットで市民，県民の方にお知らせしていきたいと思っております。以上でございます。

門田委員長

ただいまの説明に，質問や意見がありましたらお願いします。こども科学館（仮称）の（仮称）がのくのはどういう手順で，どういう見通しでのきそうでしょうかね。

市民図書館長

今そういうご意見が，こどもを付ける，付けないという両方のご意見がありますので，そういった中で，そういった形で名称を仮称ではない形でいくかということも含めまして，今検討しております。あとは新図書館についても名称を決めないといけないということがありまして，それも総合的に，トータルに科学館だけではなくて，新図書館も含めてちょっと総合的に考えていきたいと思っております。

新図書館は愛称なり，名称，建物の名称も，かるぼーととか，アスパルとか今までの施設では出来ましたが，新図書館の複合施設の名称をそういった形で，公募にするのかどうかというところもありますので，そこを総合的に検討していきたいと思えます。想定としては，平成27年度です。科学館もその時に一緒に考えていけば，関連する部分が出てくると思うので，建物の名称も，そういった形で今考えております。

門田委員長

続いて，高知市いじめ防止基本方針の策定状況について事務局の説明をお願いします。

人権・こども支援課生徒指導対策監

2月の教育委員会では高知市いじめ防止基本方針の策定スケジュールについてご説明しました。

配布しております資料につきましては，3月4日の第2回策定委員会の審議を受けてパブリックコメント用に策定をしたものです。

今後4月から市民の皆様方の声を広く反映させるために，パブリックコメントを実施しまして，5月に第3回検討委員会を開催。高知市教育委員会，市長に報告後，6月を目途に基本方針の策定を完了し，公表いたします。

ここでは，策定中の基本方針につきまして，ご意見がありましたら出していただきまして，第3回の策定委員会において教育委員会でお出されたご意見として紹介，反映させていただければと考えております。以上です。

門田委員長

ただいまの説明で何か。

委員さんの人選も終わったようですし，順調に進んでいますね。

山本委員

パブリックコメント用の資料ですが，そういった形で周知というか，パブリックコメントを取るようになっていますか。

人権・こども支援課長

人権・こども支援課の中田です。一つはホームページの方に出ささせていただきまして、広く市民の方から意見をいただくということと、紙ベースでも、ふれあいセンターの方に置かせていただきました。ご意見をいただくという形を考えております。

山本委員

この場合は、どういった形でご意見を出すという感じになりますか。

人権・こども支援課長

ご意見としましては、メールでいただいたり、文書の場合は、ふれあいセンターの方に出していただいたら、庁内便でいただくような、ちょっとそういう形でふれあいセンターの方にもご協力いただくような形を考えています。

松原教育長

この教育委員会に対して、何かをするように言っているのか、意見があれば出したら良いのか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

はいもし今、ご意見がありましたら。

松原教育長

今は中々難しいが、例えば持ち帰って一回読んでもらって、意見があれば何月何日頃までに出してくださいというふうなことなんですかということを知っている。

人権・こども支援課生徒指導対策監

前回1回目の時の状況についてお示した時に、あまり時間がなかったようなお話だったので、今回ということですが、いきなりこれを出されて目を通してご意見というのは難しいことだと思うので、もしご意見有りましたら是非いただいて、また3回の検討委員会の時に意見として出ささせていただきたいと思いますので、パブリックコメント期間中でも構いませんが、意見をいただきたいと思います。

4月14日から5月14日の1か月間、パブリックコメントを募集いたしますので、その期間であればご意見いただきましたら、第3回の検討会の方にまた提案していきたいと思っています。

松原教育長

最終的には、検討委員会で作ったものをこの教育委員会で審議してもらって、高知市のいじめ防止基本方針として決定していくんですか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

策定委員会でも出来上がったものについては、教育委員会の資料にも、こういう形で策定できましたということですので、それからご意見いただくようになります。

松原教育長

いやいや、形は出来たということで、ここの教育委員会にこういうものが出来ましたということで審議をしてもらって、良いということになったら、高知市とか教育委員会の名前で出すということになるわけだろう。

今の段階では、どちらでもいいけどはっきりしておいて。策定委員会としてパブリックコメントを出すのか、教育委員会としていじめ防止基本方針を出すのか、そこら辺りはどうなんですかということ。

この案は、高知市の教育委員会として出すわけなんだけど。そしたら、これを出してよろしいかということを知っていかないといけないんじゃないかという感じがする。

門田委員長

そしたら、これを教育委員会としてある程度話し合いしなければいけない。

松原教育長

最終的には、パブリックコメントをもらって、教育委員会として基本方針を作るのか、最終的にはそれをしないといけないと思うんですよ。

それで今の段階でも、この高知市の教育委員会の名前で最終的に出すわけだから、この名前でパブリックコメントをもらっておいて、もう1回審議をしておいて、直した部分を高知市と高知市の教育委員会の名前で出すのかということだろうと思うんです。

それで、今の段階ではこういう形で出させてもらって、最終的にこの会でいろんな意見をもらったものを入れて、この会で決めていくというふうな形で、その間には事務局で一応案を作りますが、それでこの会に諮って、この会で決めてもらうという方向でいいのではないかという感じがしますが。

人権・こども支援課生徒指導対策監

今回につきましては、パブリックコメント用に作成しておりますので、このような形で市民の方々に公募させていただいてよろしいかという形で審議していただけたらと思います。また次回でも、ご意見いただければ。目を通していただいて4月の定例会にまたご意見をいただければと思います。

松原教育長

それでこの提案は、これでパブリックコメントを取りたいがどうだろうかという提案ですね。

人権・こども支援課生徒指導対策監

はい、そうです。

門田委員長

それで、この内容で広く意見を聞くということで。

依岡教育次長

すいません、パブリックコメント案として出すまでにご意見をいただきたいということでの今日の提案というふうに抑えていただけたらいいのではないかと。教育委員会としてパブリック案としてご意見いただき、公開の確認をいただいてから外へ発信すると。

次に外に出すまでの間にもう1回意見をいただく、確認をいただく設定をしたいというふうに抑えていただけたらと思います。今日はもう、たたき台をご提案させていただいたということで。

門田委員長

そしたらこれをパブリックコメント用として出す前に、教育委員会でもう1度確認をする。

松原教育長

日程的にはどうなるのか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

5月中旬には出さないと、6月中までには出せません。

教育政策課長

4月の1日に臨時会を開く予定ですので、その時間は取れると思いますが。

依岡教育次長

そうしないと流れがおかしくなりますので。教育委員会としてパブリックコメント案を示すのにOKをもらってないのに出すということになりますので、その案に対して。それで、また最終的には、さきほどご意見があったように、一般から意見をいただいたものをまとめて、案を取るという2段階になると思います。

西森委員

こんな状態に至りましたとって、見かけましたといたら、例えば4月1日これを経過した後であったとしても、市民の方からしたら、逆に市と教育委員会は、もうこの形でかなり自信を持った状態で市民の力を仰いでいるといったふうに思われると思うんですよ。

それで、今のお話は、策定委員会が作っていただけてくださったから、かなりいいものなんでしょうけど、それがあってその段階ではまだ仮意見ではないですけど、聞いておいて、それをもう1回議論させていただいてと思っているんですけど、多分市民はどうでしょう、満足いくように作ったつも

りなんです、満を期してお出ししますというふうに聞こえると思うのではないかと思います。だから、このタイトルがもう少し全体に違う感じで出せないかなと漠然と思ったんですけど。パブリックコメントという感じ、どういう感じなんだろうね。結構出来上がってから出したりしませんか。パブリックコメントは。ちょっとたたき台なんだけど、でも何というか。

依岡教育次長

ですからたたき台に対して、一定練られたものがあるわけですよ。示すまでに。

人権・こども支援課生徒指導対策監

全部はあと3回やった後に、パブリックコメントという、3月末までに策定というのがありましたので、急いでいますが、その場合には2回目と3回目の間にご意見をいただく場をいただいて、それであると、3回に少しでも反映するという流れで一旦OKという形になっていますので、こういうスケジュールを取らせていただいているところです。

西森委員

4月1日だと思うんですけど、この基本方針のパブリックコメントは、早い段階から皆さんのご意見を聞きたいというようなサインが出るような表紙になったらいいと思ったんですけど。

門田委員長

ということで、少し残しましたけれども。この件については、4月1日に詰めるということでもよろしく願いいたします。

では、以上で本日の教育委員会は終了いたします。

閉会 午後5時15分

署 名

委員長

4番委員
